

令和元年 第10回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年10月7日(月) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 501会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	欠席	2	欠席	3	岡 善男
4	欠席	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	欠席	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 阿部 真土、新田 温乃

○欠席委員

1番 川本 英治、2番 木下 弘一、4番 樋田 都、16番 橋岡 武志

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認

	について（所有権移転）	4 件
議案第 48 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）	1 件
議案第 49 号	八幡浜市農業委員会の委員の推薦及び募集に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について	
議案第 50 号	八幡浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
報告第 8 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	3 件
追加議案第 51 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・農業委員会だよりについて
- ・令和元年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・令和元年度八幡浜市農業次世代育成投資事業（経営開始型）における中間評価会について
- ・令和元年第 11 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和元年第 10 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

 本日の出席委員は 19 名中 15 名で、総会成立の定足数に達しております。

 欠席委員は、「1 番、川本 英治委員」、「2 番、木下 弘一委員」、「4 番、樋田 都委員」、「16 番、橋岡 武志委員」の 4 名です。

 それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

 （二宮会長挨拶）

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

 （異議なし）

議 長 それでは議事録署名人に「3 番、岡 善男委員」、「19 番、柴田 紳一郎委員」を指名します。

- 議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 45 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上
程致します。
番号 30、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは議案第 45 号、番号 30 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,396 m²」、外
1 筆、計「2,574 m²」、3 条使用貸借です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、「雇っていた人の高齢化により人員
確保が難しく、余力のある息子へ引き渡したい」。
譲受人は、「晩柑品種への取り組みと施設栽培による安定収入のため。
また、来年 4 月から長女が保育園へ行く予定なので妻が仕事復帰
するから」であります。
譲受人の経営面積「52.2a」。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに
該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可
要件のすべてを満たしていると考えます。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 8 番 では 30 番について、説明させていただきます。
譲渡人の「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」。譲受人の「〇〇〇〇」
くんは「〇〇〇〇」。親子関係でございます。
青年就農給付金の関係もありまして、今回このような貸借となりま
した。よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 46 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 46 号、番号 5 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「田」、面積「366 m²」、使用貸借です。

貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、〇〇〇〇です。

借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、〇〇〇〇です。

転用目的「住宅用地」、転用理由「子供の成長に伴い、現借家が手狭となったため、祖母に申請地を借り受けて、自己住宅を新築したい」とのことです。

参考資料の 1 ページ、地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇の近くにあり、〇〇〇〇、または〇〇〇〇からおおむね 500m 以内に位置していることから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により市街化が見込まれる区域内にある農地に該当するため、第 2 種農地となります。この第 2 種農地の転用は、同通知により、申請地周辺に他に適地がないと認められる場合、許可をすることができることから、本案件は特段問題がなければ許可できるものと考えます。

また、別添の参考資料の 2 ページから 4 ページに、地番地目図、及び土地利用計画図等を掲載しておりますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 それでは説明いたします。

「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは、おばあさんとお孫さんの関係にあたります。「〇〇〇〇」さんは、ちょうど私の実家の近所なので昔からよく知っているんですけど、選果場なんかでも長いこと勤められて、元気なおばあちゃんだったんですけど、最近高齢になられ

まして、ちょうどこのお孫さんが建てようかというところは、全体が田んぼですが、以前は田んぼを作っておられました。現在は高齢で全然作っておられませんし、ちょうど県道の横です。反対側におばあさまと現在お母様が住んでおられる家があるので、ゆくゆくは介護が必要になった時にも役に立つかなということでこの土地をいただいたんだと思います。もうすでに、周辺にも何件か家が建っておりますので、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、議案第 47 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。
番号 49、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　議案第 47 号、番号 49 を説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「129 m²」、外 5 筆、計「2,391 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「437.3 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

3 番 　　昨年まで、域内の方が「〇〇〇〇」さんの南柑 20 号の園地らしいんですけど耕作されておりましたけれど、ご高齢によりもう作らないということで、ご本人も今「〇〇〇〇」の「〇〇〇〇」の方に住んでおられまして、この農地をどうにかしたいということで、そういう話

の中で、今回「〇〇〇〇」さんが所有権移転ということで、買って耕作したいということで、ご本人が「〇〇〇〇」ということで、〇〇〇〇においては、面積が「4町と約4反」と非常に大口の農家で、信頼ある真面目な青年でありますので、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号50から52まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

番号50から52まで、一括して説明します。

番号50。農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「539㎡」、外1筆、計「849㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「368.1a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号51番。農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「151㎡」、外2筆、計「1,252㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「353.3a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号52番。農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「705㎡」、外2筆、計「1,610㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「136.5a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5 番 50 番、51 番、52 番の説明をいたします。

「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」の「〇〇〇〇」出身の方でございます。高齢で、「〇〇〇〇」で、買い手の「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さんは、もともと「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」出身の方で、買い手の三名の方も「〇〇〇〇」の方で、山がちょうど隣同士ということで、「〇〇〇〇」さんが高齢になったため山を処分したいということで、十数年前から山をあたってこの三名の方が作っておられました。ので、この話は別に問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」。
番号 204、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 204 を説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,310 m²」、再設定の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「86.1 a」、期間は「10 年 2 か月」。この案件については、説明を省略します。

議 長 再設定ですので農業委員の説明は省略します。この件について承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 49 号「八幡浜市農業委員会の委員の推薦及び募集に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」、議案第 50 号「八幡浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、一括して上程します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 49 号と 50 号を、一括して説明致します。
議案第 49 号。

八幡浜市農業委員会の委員の推薦及び募集に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、標記要綱を次のように制定する、ということで、今回の一部改正の提案理由は、8 ページに記載しておりますが、大字の区域及び名称を新たに画し、土地の所在を明確にするために行われた「八幡浜市地番整理事業」の実施に伴い、所要の改正を行うためであります。

7 ページをお開きください。右の欄が改正前の規定を示しており、左の欄が改正後の規定を示しております。今回は、下線で表示している箇所が、今回の改正箇所となります。千丈地区であれば、改正前は「桧谷」のみの表記でしたが、改正後は「桧谷一丁目」から「桧谷四丁目」までの新行政区名に変更となります。丸印で囲まれた行政区名は、今回の地番整理事業により新設された行政区で、「神宮」、「愛宕山」、「沖新田」、「出島」、「佐島」の 5 地区となります。そのうち「神宮」のみが千丈地区となり、「愛宕山」、「沖新田」、「出島」、「佐島」の 4 地区は矢野崎地区に割り当てられます。今回の地番整理事業により行政区名が変更となる地区は、千丈地区と矢野崎地区のみとなります。

なお、かぎかっこで囲まれております、「江戸岡一丁目」と「江戸岡二丁目」、神山地区の「古町一丁目」、「古町二丁目」等は、改正前から使用されておりました行政区名ですので、今回の改正に伴い適正な表記に改めます。

参考資料の 5 ページをご覧ください。新旧行政区変換表を載せておりますが、これは旧の行政区名と新たな行政区名の対応表となります。区分欄を見ると、行政区名の名称変更や、廃止、新設が書かれており、行政区名がどのような理由で変更になったかが、わかりやすく掲載されています。

最後のページのカラーコピーの新大字区画割・名称図をご覧ください。太枠で囲まれたエリアが、今回の地番整理事業の対象区域となります。

続いて、議案第 50 号。

八幡浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

これにつきましても、提案理由は先ほどと同様に、八幡浜市地番整理事業の実施に伴い、所要の改正を行うためであります。

10 ページをお開きください。この表の改正内容についても、先ほどと同様に、下線で表示している箇所が今回の改正箇所となりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議 長 各農業委員・最適化推進委員、持ち場があろうかと思いますが、今回こういった形で改正ということとなっておりますので、担当の方々は見ておいていただけたらと思います。

この件について何か質問等はございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 8 号について説明します。

番号 42、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「539 m²」、外 2 筆、計「849 m²」。

賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

解約の理由「売買契約を締結するため」であります。

以降については説明を省略します。

以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 追加議案がありますので、議案第 51 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」。
事務局お願いします。

事 務 局 それでは議案第 51 号第 6 番をご説明いたします。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「宅地」、面積「200 m²」です。
申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。
転用目的「農業用倉庫用地」、転用理由「道路沿いの便利な申請地を利用して農業用倉庫を建築したい」とのことです。
追加議案の参考資料の 1 ページの地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇の南に位置しており、都市計画用途地域の第 1 種住居地域にあたります。このことからこの農地の農地区分は、農地法の運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、第 3 種農地となります。この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農状況の支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。
ただ、この土地につきましては、平成 4 年頃に、すでに農業用倉庫が建てられており、違反転用となっておりましたので、農地部会において審議しております。
参考資料 2 ページから 4 ページまでに、地番地目図、土地利用計画図等を掲載しておりますので、ご確認ください。
以上です。

議 長 農地部会で審議しておりますので、部会長の説明を求めます。

1 3 番 先程、農地部会の方でこの案件について協議をいたしました。
平成 4 年頃にもう違反転用を知らずに倉庫を建てたということで、「〇〇〇〇」さんのお父さんが。その後お父さんが死亡されて、「〇〇〇〇」さんがこの農業用倉庫を取得をしております。その「〇〇〇〇」さんも脳梗塞で体を弱くされて、この倉庫をあげるか売りたいということでこの案件が出てきたわけですが、農地部会の方では、農地法をよく知らなかったということで許可してもいいのかなという結論に達しましたので、よろしくお願いします。

議長 ただいま農地部会長より説明がございましたが、ご意見、ご質問
ございましたか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時15分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年10月7日

会 長 二宮 政明

議事録署名人 岡 善男

議事録署名人 柴田 紳一郎